

所得税、市県民税の申告はお早めに！ 正しい申告と納税にご協力ください！

申告書は1月下旬に発送します

申告書は、昨年の状況に基づき、申告が必要と思われる人へ1月下旬にお送りします。もし届かない場合は、刈谷税務署か市税課でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合、申告用紙は送って

いません。また、所得税の確定申告書については国税庁ホームページから取得することもできます。

確定申告会場

平成18年分の確定申告会場は、昨年までの刈谷税務署南部申告会場(碧南市文化会館)が廃止され、刈谷税務署会場のみになります。

開設期間

2月16日(金)～3月15日(木)土・日曜日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時。ただし2月18日(日)・25日(日)は開設します。※申請書作成に要する時間も考慮し、終了時間の1時間前までにご来場ください。

申告書は自分で書いて郵送を

申告期間中、申告相談会場は大変混雑します。国税庁ホームページ(<http://www.ntago.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、所得税の確定申告書が簡単に作成できます。ここで作成した申告書をプリントし、必要書類を添付すれば、そのまま税務署へ提出することができます。なお、自分で作成した申告書は、郵送でも提出できます。刈谷税務署



項目に一つでも当てはまれば申告が必要です

以下の所得がある人	以下に該当する人
<input type="checkbox"/> 営業、農業、その他の事業所得	<input type="checkbox"/> 給与のほかにも所得があった
<input type="checkbox"/> 家賃、地代などの所得	<input type="checkbox"/> 2か所以上からの給与を受け取った
<input type="checkbox"/> 生命保険契約などに基づく満期及び解約などの所得	<input type="checkbox"/> 所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った
<input type="checkbox"/> 株式などの配当所得	<input type="checkbox"/> 公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受ける
<input type="checkbox"/> 土地、建物などの譲渡所得	

※上記以外の所得があった人で申告が必要となる場合もあります。

(〒48-8523刈谷市若松町1丁目46番地1)へ郵送してください。

また、市役所では、年末調整を終えて、医療費控除の申告をする人の確定申告書(還付申告書)の書き方説明会を開催します。詳しくは、本紙前号5ページをご覧ください。

タッチパネルのご利用を

2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)、音声案内に従い、画面の該当箇所を押すだけで税額が自動計算され申告書が作成できるタッチパネルを市役所に設置します。簡単な操作ですのでぜひご利用ください。

利用できる人

- ① 給与所得のみの還付申告をする人で、医療費控除を受ける人
- ② 中途退職した人
- ③ 2か所以上からの給与所得がある人
- ④ 年末調整漏れの所得控除がある人

農業所得のお知らせ額の個人発送はありません

農業所得標準が廃止されたため、個別に農業所得額のお知らせはしません。昨年まで農業所得お知らせ額を使って申告していた人は、自分で収支計算をして申告する必要があります。一年間の収入と経費をまとめてください。

国民健康保険税・介護保険料の納付額証明書は別便でお送りします

前記の納付額証明書は、申告書とは別に、該当する人へ市役所から直接お送りしますので、申告の際は忘れずにお持ちください。なお、国民年金については、市では控除証明書の発行ができません。

問い合わせ

国民健康保険税と介護保険料(市に納付した人) ↓ 国保年金課
※介護保険料が年金から引き落とされる人は、源泉徴収票に納付額の記載があります。
国民年金保険料 ↓ 刈谷社会保険事務所 所国民年金課(☎21-2111)

ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署(☎21-6211)、市役所市税課、または申告相談会場でお尋ねください。

また、市役所会場は特に混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお出かけください。駐車は市役所西会館(旧婦人会館 周辺)または市役所正面(タイマー跡地)の駐車場をご利用ください。

なお、平成19年から、国から地方への税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。詳細は別紙折り込みチラシをご覧ください。

知っ得? 税金控除あれこれ一口メモ

■おむつ代の医療費控除

ねたきり状態にある人がおむつを使用していると、所得税の確定申告で医療費控除の対象となります場合があります。申告には医師が発行したおむつ使用証明書とおむつ代の領収書が必要です。詳細は市税課へお尋ねください。

なお、要介護認定を受けている人で、昨年もおむつ代の医療費控除を受けている場合、市が発行する確認書で使用証明書にかえることができます。確認書が必要な場合は介護保険証を持参し、高齢福祉課へ申請してください。

なお、確認書は後日郵送しますので、交付には1週間ほどかかります。

問い合わせ 市税課・高齢福祉課

■高齢者の障害者控除・特別障害者控除

障害者控除・特別障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、認知症または身体に障害のある65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があると市から認定を受けた人(障害者控除対象認定書の交付を受けた人)も対象です。対象と思われる人は、介護保険証を持参し、高齢福祉課に申請して審査を受けてください。

なお、認定書は後日郵送しますので、交付には1週間ほどかかります。

障害者控除を受けるには、申告が必要です。

問い合わせ 高齢福祉課

出張申告相談会場、市役所相談会場の日程 (開設時間 午前9時～正午、午後1時～4時)		
月日	会場	対象地区
1月26日(金)	二本木公民館	二本木、美園、緑、二本木新、三河安城、三河安城本、三河安城東、三河安城南
1月30日(火)	西部公民館	箕輪、福釜
1月31日(水)	西部公民館	高棚、榎前
2月1日(木)	北部公民館	浜屋、東栄、今本
2月2日(金)	北部公民館	里、橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋
2月6日(火)	南部公民館	和泉、城ヶ入
2月7日(水)	南部公民館	東端、根崎、石井
2月8日(木)	作野公民館	今池、住吉、篠目、井杭山、池浦
2月9日(金)	安祥公民館	上条、西尾、東尾、河野、古井、東新、浜富、東明
2月13日(火)	J A桜井支店	小川、姫小川、野寺、寺領、木戸、藤井
2月14日(水)	J A桜井支店	桜井、東、藤野、堀内
2月15日(木)	東部公民館	新田、弁天、新明、三別、平貴
2月16日(金)～ 3月15日(木) (土・日曜日を除く)	市役所大会議室 (本庁舎3階)	市内全域

※市役所では2月15日(木)までは受け付けできません。

①出張申告相談会場及び市役所会場で確定申告をする人は、申告書の第2表をご自身で記入していただきます。記入を終えた人から順に番号札を配り、受け付けを行います。

②次に該当する人は刈谷税務署へお出かけください。

- 営業等所得、農業所得、不動産所得がある場合
- 住宅借入金等特別控除を申告する場合
- 土地、家屋、株式等の譲渡所得、先物取引による雑所得がある場合
- 贈与税、相続税、消費税を申告する場合



申告に必要です。忘れ物はありませんか?

- 申告書(事前に郵送された人は忘れずにお持ちください)
- 収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険・損害保険の支払証明書
- 所得から差し引かれる社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)の支払金額がわかるもの
- 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- 筆記用具・電卓・認め印・昨年の申告書の控え
- 還付口座(本人名義)の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの(所得税が還付になる場合)

